

議案第 77 号

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 25 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例

山陽小野田市下水道条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 161 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り
下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）公共下水道管理者 法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。
第 7 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者の
指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りで
ない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 公共下水道管理者 法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> (排水設備等の工事の実施) 第 7 条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者の指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 (略)	(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> (排水設備等の工事の実施) 第 7 条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 2 (略)